

西欧封建制期における

農民家族についての一考察

——西南ドイツを中心として——

竹 安 栄 子

目 次

はじめに

- I. 村落共同体の成立
- II. 家父長制的大家族
- III. 家父長制的単婚家族の形成
- IV. むすび

はじめに

いわゆる近代社会の成立以後、急速な変容を遂げた家族を問題とする場合、しばしば「伝統的家族」との比較の視点より近代家族が論じられる。しかしながら、社会学の領域において、従来、われわれが失った時代の「伝統的家族」は、概念的・図式的に述べられることがあるが、実証的にその実体を明らかにしようとする試みは余りにも乏しかったといえよう。

ただわが国においては、村落構造や親族組織の分析との関連において、「伝統的家族」=「家」が研究対象とされ、これまでに多くの研究成果が積み重ねられている。しかしこの場合、「家」を日本に独自の存在としてその特殊性の側面にのみ重きを置く傾向があったのではないかろうか¹⁾。われわれが「伝統的家族」としての「家」が日本に固有であると主張する場合、例えば西欧社会の「伝統的家族」と比較して、いかなる点において、どのように特殊であるかを示すことが必要であ

る。なぜならば、比較研究の視点を抜きにしては特殊・普遍を論じることはできないからである。しかし、一度かかる立場に立とうとした時、われわれは大きな困難にぶつからざるをえない。というのは、社会学が今日までの発展の基礎の多くを負うところのヨーロッパの伝統的家族の実態については、社会学の領域ではほとんど取り扱われていないからである²⁾。

他方、隣接諸科学、とりわけ社会経済史や法制史の領域においては、グルントヘルと農民との関係を基礎としたグルントヘルシャフトの構造分析や、中世村落共同体の研究に際して、直接生産者たる農民の家族について論及されることがあっても、その場合、これまでの家族社会学の成果が採り入れられることなく、各領域で個別に研究がなされている。そこで本稿は、近年盛んとなった中世村落共同体の個別研究などから提供された歴史資料をもとに、ドイツ封建制期の農民家族の実態を描き出すことを目的とするものである。しかしながら、今日残されている当時の資料はきわめてわずかにすぎず、このため、ここで取り扱う対象を、ライン-ロワール川流域の西南ドイツから北フランスにかけての地域の中世初期から中世盛期に及ぶ時期に限定して検討する。なお、ライン-ロワール川流域地方を選択した理由について附言しておくと、まず第一に、いわゆる三圃農法に基づくところの莊園制がもっとも早く完成し、封建制がティピカルに展開した

- 1) 例えば、有賀喜左衛門、喜多野精一の「日本の家と家族」をめぐる論争において、喜多野は有賀の日本の家へのアプローチの仕方を、この立場より批判する。有賀喜左衛門、「家族と家」、慶応義塾大学文学部紀要『哲学』、第38集、1960；同、「日本の家」、『日本民族』所収、1952；喜多野精一、「同族組織と封建遺制」、『封建遺制』所収、1951；同、「日本の家と家族」、大阪大学文学部紀要、第11巻、1965；同、「日本の家と家族－有賀・喜多野論争の問題点－」、思想、527号、1968。また、社会人類学の立場から、異なった視点においてではあるが、中根千枝も同様に社会学の同族研究を批判する。中根千枝、『家族構造－社会人類学的分析－』、1970、425頁以下。
- 2) ただし、G. C. Homans (*English Villagers of the Thirteenth Century*, 1941) ; P. Laslett (*The World We Have Lost, 1965 ; Household and Family in Past Time*, 1972) ; M. Anderson (*Family Structure in Nineteenth Century Lancashire*, 1971) ; N. J. Smelser (*Social Change in the Industrial Revolution*, 1972) の業績は、イギリスに関してではあるが、歴史的視角から家族にアプローチした、数少ない、優れた研究である。この点については、拙稿、「近代化と家族－イギリス産業革命期における家族の変質過程を事例として－」、関西学院大学社会学部紀要、第35号、昭和52年を参照されたい。

のがこの地域であること³⁾、そして比較的史料が豊富に残されており、歴史学のみならず考古学や地名学などの諸分野からの研究が近年とみに活発となっていることによる。

I. 村落共同体の成立

家族を歴史的に把握しようとする時、それが記録に留められることがほとんどないという問題に常に突き当らざるをえない。西欧中世の家族についても例外ではない。そこでわれわれは、今日残されている莊園文書などを通じて明らかにされるところのグルントヘル Grundherr と農民との関係や村落構造の分析から、家族構成や内部構造を推定せざるをえない。したがって、本稿においても、家族を論じるに先立ち、まず最初に、農民家族をとりまいていた社会・経済的状況としての村落共同体について概括しておく。

マックス・ウェーバーによれば、ゲルマンの村落共同体は、土地占取の隣人集団 Nachbarschaft であり、そこでは本来の血縁的諸関係が後退しており、むしろ第二次的な誓約団体 Schwurbrüderschaft に転化した地縁的な土地占取共同組織であった。このような村落共同体に編み込まれている村落員＝家族共同体と土地との関係は、共同体的な編成のなかに組み込まれてはいるが、その私的所有者としての性格も同時に表われてきていた。この土地制度が、(一)家屋敷地・庭畠地(これはほとんど私的に占取されている)、(二)共同耕地 Ackerland、(三)共同地 Almende の三つの部分に対する各家族の持ち分よりなる「フーフェ制」Hufenverfassung である⁴⁾。そして共同耕地は、いくつかの耕区 Gewann に分散していて、三圃制に従って共同体規制の下で耕作されていた。この規制の内容が、農民経済に「共同体的共同経済」genossenschaftliche Gemeinwirtschaft の特徴を付与する基礎となる「耕作強制」Flurzwang⁵⁾であり、大塚久雄が、「ゲルマン的」共同体の基本法則として指摘するところの「耕区制」である。

中世ヨーロッパの村落共同体の基本的特質が、以上のようにあることは、今日もはや疑いのない点であるが、実証的・歴史段階論的に村落を捉えるならば、このような村落共同体が成立をみるのは、早くとも12・13世紀になってからのことである。そもそも、ローマ帝国の属州であった古代末期のガリア社会に、フランク族その他のゲルマン諸部族が、長い歳月を費して漸進的に北方および東方より侵入・定着したのであるが、その時の定住の仕方は、ゲルマン民族の社会に古くからの伝統としてあったジッペ Sippe ないし大家族の制と、主従的結合にもとづく社会秩序を基軸にしていたと考えられている⁶⁾。

ところで古典学説によれば、中世ヨーロッパ社会にティピカルな「ゲルマン的共同体」の源流は、古代ゲルマン民族社会にまで遡りうるとされているが⁸⁾、とりわけ戦後の地名学・集落形態学・考古学などの研究の進展によって、この説は全面的な修正を余儀なくされた。

では、ゲルマン諸部族の定住様式はいかなるものであったろうか。増田四郎は、西南ドイツ、シュワーベン地方の紀元500年から700年ごろの村落秩序について次のように述べている。「ジッペの長または大家族の長、あるいは従士団の長たる家柄を中心とした原初村落が、数個相あつまって一つの地域的まとまりをなし、その中心集落には、それら数個の村落を統轄するブルクを根拠としたより高い家柄がいて独特の小世界ないし小社会秩序を形成し、さらにその小世界が十数個あつまって、ヘーガウというバーグスのまとまりをつくっていた……」⁹⁾。この場合、「自生的単位の統一性をもっとも強く保持しているのは、4, 5 戸または10数戸の家宅に過ぎない。個々の集落ではなくしに『小領主的』あるいは『下級貴族的』な自由民を中心に、なんらかのかたちでそこのブルクに拠りつつ、ともかくも数カ村にまたがる治安を維持した小地域的まとまりで、……個々の村落の経済共同体としての重要性は、この段階ではいまだ表面化していない」¹⁰⁾。このよう

3) これに関しては、増田四郎が興味ある見解を提起している。増田四郎、『ヨーロッパとは何か』、1967、139頁以下。

4) Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte*, 1924, SS. 19-26, 黒正蔵・青山秀夫訳、『一般社会経済史要論』上巻、1954, 58-74頁。

5) 堀米庸三訳、ゲオルグ・フォン・ベロウ、『ドイツ中世農業史』、1955、18頁。

6) 大塚久雄、「共同体の基礎理論」、『大塚久雄著作集』第7巻所収、1955、92-96頁。

7) 増田四郎、「ヨーロッパ初期中世における土地支配と農民」、歴史学研究第242号、1960、18-19頁。

8) 古代ゲルマン民族社会のうちに、マルク共同体 Markgenossenschaft を仮設し、これが古典莊園成立の基盤であると主張する。ドイツにおける古典学説の代表者としては、イナマ＝シュテルニックがいる。K. Th. von Inama-Sternegg, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte*, 3Bde., 1879~.

9) 増田四郎、『西洋中世社会史研究』、昭和49年、238頁。

10) 同上書、246頁。

に、メロヴィング末期までのフランク社会では、一般集落は、いまだ農民ホーフのルーズなまとまりしかもたず、人的支配にもとづいた「原初村落」Urdorf¹¹⁾にしかすぎず、その意味で「前封建的」¹²⁾な社会であった。

ところが、地域によってちがいがかなりあって一律にいうことはできないが、早いところで7世紀の中葉以降、とりわけ8、9世紀になると、このような原初村落の多くは、一般に人口の漸増をしめし、古典莊園支配にもっとも適合的な集落形態として、15戸ないし30戸ぐらいのまとまりのある「ゲヴァン村落」Gewanndorf が成立してくる¹³⁾。この場合集村化は、単に上から強制されたものではなく、ゲルマン人が伝統的にもっていた団体精神を、一層合理化し規制したかたちで、高い次元でこれを生かしたものであることを意味する。すなわち、所領経営と団体的共同性との合体、合理化と規制強化との合体、このようないわばローマ的・ゲルマン的要素の二つが、王権ないし聖界貴族権力を媒介として、具体的な農民集落の一つ一つに凝集したものが、よりもなおさずティピカルな、三圃農法と耕区制をともなう集村にほかならず、この集村を基盤にしてこそ、ティピカルな類型としての「古典莊園」が成り立ちはえた¹⁴⁾。

「古典莊園制」(ヴィリカチオン制 Villikationsverfassung, régime domanial) は、その後、12世紀ごろに成立する純粹莊園制 reine Grundherrschaft と區別して、地代形態としての労働地代(賦役)の比重の大きさと労働地代の実現の場所としての領主直営地の存在を軸に把握されている。さらに、従来、例えば高橋幸八郎に代表されるように、「古典莊園制」の基礎としてフーフェ Hufe (フランスでは manse, mansus) を構成単位とする村落共同体の存在が主張され、同時に、強力な領主支配によって、農民は非自由身分規定をうけて農奴として現われることが強調され、しかもその

上には、レーン制 Lehnswesen が媒介する軍義的階層序列制 Hierarchie によって、封建社会の身分的構成が組織されると考えられていた¹⁵⁾。しかしながら、1960年代ごろより、「古典莊園制」を、古典的な段階での封建社会の根底を規定しうるような領主制の形態として把握する立場に対して、次のような批判がなされた。

まず第一は、「古典莊園制」のもとで、発達した村落共同体が存在していたことを否定する立場である。鯖田豊之によれば、当時においては小規模でまとまりのない小集落が一般的で、その上に「古典莊園制」が形成された場合も、領主直接経営と農民保有地の関係がきわめて弱く、自由農民がなお広汎に存在していた。そして、村落共同体は、11~12世紀 (ドイツでは、フランスよりおくれて12~13世紀) になって形成される一円領主制が基礎をなすことによって、はじめて封建的支配を可能にしたとされる¹⁶⁾。

第二は、「古典莊園制」が、農民に対する経済的強制の体系としてはきわめて不十分で、ここにそこでは領主権がなお確立されていなかったとする立場である。ペロウやマルク・ブロックが指摘するように、当時の村落共同体とグルントヘルとの関係は一村多領主制が基本的であった¹⁷⁾。そこで、木村尚三郎は、「古典莊園制」は領主裁判権を根幹とする領域的な支配圏ではありえず、11世紀以降に成立する、村落共同体を一円的におおうような「バン領主制」Bannherrschaft こそが、領主裁判権による完結的な権力機構としてレーン制を確立させる土台となったと考える¹⁸⁾。この場合、封建社会として理解されるのは、何よりもレーン制を唯一の政治的秩序手段とするような国制なのであるが¹⁹⁾、このような国制は、最下部に完結的な権力単位の存在を必要とするとされている。

このように「古典莊園制」を封建社会の中心にすえる立場に対して、その主要な側面に関する重大な疑問

11) 増田四郎、「古ゲルマンの集落形態」、『古代史講座』第6巻所収、1965、特に、109頁以下参照。

12) 同、前掲書、昭和49年、43頁。

13) 集村化については、増田四郎、「いわゆる原初村落の集村化について」、久保正幡編、『中世の自由と国家』上巻所収、昭和37年、および H. Dannenbauer, „Bevölkerung und Besiedelung Alemanniens in der fränkischen Zeit“, in *Grundlagen der mittelalterlichen Welt*, 1958 を参照されたい。

14) 増田四郎、前掲書、昭和49年、316~317頁。

15) 高橋幸八郎、『近代社会成立史論』、新装版、1953、23~112頁；同『市民革命の構造』、増補版、1950、55~128頁。

16) 鯖田豊之、『封建支配の成立と村落共同体』、1962。

17) ゲオルグ・フォン・ペロウ、前掲書、46~47頁；M. Bloch, *Feudal Society*, vol. 1, trans., by L. A. Manyon, 1971, p. 242.

18) 木村尚三郎、「封建制社会をめぐる理論的問題」、歴史学研究、第246号、1960、24~37頁。

19) 同様の見解としては、たとえば、F. L. Ganshof, *Feudalism*, trans., by P. Grierson, 1961 を参照されたい。また、このような見解に対して、世良晃志郎は、同じくレーン制を唯一の国家権力秩序と把握しながらも、レーン制の「最盛期」をその「実質的な解体期」と捉え、封建制社会の細胞を「古典莊園制」においている。世良晃志郎、『封建社会の法的構造』、昭和52年、142頁以下。

が提起され、それにおいては、「封建制」はカロリング期に成立すると設定されている。しかしながら、村落構造の側面からこれを考へるならば、「古典莊園制」のもとでは、確かに村落共同体は目に見える形で存在していなかったが、たとえば三圃制や耕区制の展開によって農民間に共同体的諸関係が形成されてきていたことから明らかのように、その地縁団体としての基礎が固まっていたのである。したがって、この時期には、封建制はいまだ未発達ではあったが、しかしそれは封建制の不在を意味するのではなく、むしろその形成過程として捉えられる²⁰⁾。そしてこのような未成熟な村落共同体の団体的性格が明確に確立されるのが、11世紀以降の一円支配=領域支配権が成立する「純粹莊園制」の時期である。

「純粹莊園制」は、「古典莊園制」に対して、生産物ないし貨幣地代の圧倒的優位、したがってまた労働地代の実現の場所としての直営地のいちじるしい減少をもって理解される。「古典莊園制」が崩れて「純粹莊園制」が現われた時期は、土地所有権とは原則的には無関係に、治安維持特権としての一円的な裁判支配権としてのバン領主権が出現した時期であった。この結果、古典莊園領主は、それまで所領民に行使していた司法権・行政権を喪失せざるをえず、土地領主権は大幅に後退する。一方、農民の側にとって、バン領主による一円支配権の確立は、相互に共同して支配権力に抵抗する対象が生じたという意味をもっている。すなわち、一村多領主制のもとで、個々ばらばらに土地領主と支配=被支配の関係にあった農民たちが、裁判領主として村落を一括支配するバン領主に対して団結するようになり、この結果、地縁団体としての村落共同体は、優越的な領主制と対抗しながら、その枠の中で自己を確立していった。このことは、例えば13世紀以降のワイスチューマー Weistümer にみられるように、村落共同体の法的地位が、土地領主と裁判領主の双方に対抗しうるまでに高められていったことに表われている²¹⁾。

以上述べてきたように、封建的土地所有下の領主=農民関係をめぐる支配構造は、農民が一方的にヘル

シャフトの原理だけで抑圧されていたという構造をもつものではなく、常にヘルシャフトとゲノッセンシャフトの押しあいの関係として複雑な変化をたどっていたのであり、それは農民の団体的性格のちがいとなって現象化されている。しかも、村落共同体の性格の変化は、莊園制の基礎を成すフーフェの分裂、したがってまたその保有者である農民の階層分化をともなっており、それ故に、農業経営の実質的な主体である「家族」の形態の変化を分析することが必要だとされている²²⁾。

そこで以下においては、増田四郎の時代区分にしたがい、(一)メロヴィング末期までの前封建的時代——原初村落期——、(二)「古典莊園制」期として捉えられている第一期封建制の時代——村落共同体の形式期——、(三)紀元千年を画期として成立する「純粹莊園制」、すなわち第二期封建制の時代——村落共同体の完成期——の三つに区分して²³⁾、各時期における村落共同体の性格の変化と関連づけつつ農民家族の変貌を跡づけていきたい。

II. 家父長制の大家族

封建制期のドイツの家族形態について、リールは、一般にそれが大家族であったと仮設する。すなわちドイツ中世の家族は、普通三世代より成り、彼のいわゆる「全体家族」 das ganz Hous を構成し、しかもその家族は、土地の管理権を掌握する家長に統率・支配され、家長の地位はつねに長子によって受け継がれ、また外部から非血縁者たる下人 Gesinde を吸収し、同じ家に住むこの下人は、家族の一員として扱われていたと述べている²⁴⁾。しかしこのリールの見解は、家族一般について述べているにすぎず、前節で区分した封建制期の各段階の農民家族に如何に妥当するかは、実態に基づく検証を必要とする。そこで、以下においては、第一に、家族形態の大・小ならびに非血縁者を含んでいるか否か、第二に、家長権の内容はどのようにあつたかの二点を中心に考察を進めるところにする。

まず家族形態についてであるが、先に示したように、フランク族およびゲルマン諸部族の古代ガリアへの定

20) 森本芳樹、『西欧中世経済形成過程の諸問題』、1978、3-8頁、357頁以下。

21) 伊藤栄、『ドイツ村落共同体の研究』、1959；増田四郎、前掲書、昭和49年。

22) たとえば、吉岡昭彦は、共同体の歴史的展開を明らかにするためには、家族形態の発展を理論的に媒介としてそれを論理構成しなければならないと述べる。「封建制の理論的問題——ヨーロッパ封建制に関する一つの問題整理」、歴史学研究第242号、1960、6頁以上。

23) 増田四郎、前掲論文、1960、25頁。

24) W. H. Riehl, *Die Familie*, 1904, SS. 153 ff., 168 ff.

住は、ゲルマンに伝統的な主従結合と同一ジッペから出たと考えられる大家族的な近親者の結合を基軸になされたと考えられている²⁵⁾。このことからわかるように、少なくとも原初村落の段階では、大家族形態が一般的であったと推定されている。例えば、マルク・ブロックも、この時期に対応する家族の形態は家父長制的な大家族であったとしている²⁶⁾。では、この点は実証的研究によってどのように解明されているであろうか。

前封建制期の村落ならびに家族のあり方を知る重要な手掛りは考古学の領域から提供される。増田四郎は、前にも挙げた西南ドイツ、シュワーベン地方に残されている行列塚式墓地 Reihengräberfriedhof を検討して、家族数ならびに人口を次のように算出する。すなわち、大体 6 世紀および 7 世紀後半までの一集落の推定人口は 4, 50 人から 150 人程度、屋敷（農民ホーフ）数は 4 ないし 10 戸程度あり、7 世紀末にいたって人口が急速に増加し、推定人口 250 人、戸数 16 ないし 20 となる。人口を屋敷数で割って一屋敷地当たりの平均人員を求めるとき、6 世紀末 10 人、7 世紀前半 20 人、7 世紀後半 15 人である²⁷⁾。このように一屋敷地あたりの人口規模はきわめて大きいが、そのすべてが同一の家屋の下で生活していたとはかぎらない。すなわち、この頃の村落民の階層構成は、墓の位置や副葬品の相違によって、(一)屋敷持ち農民 Hofbauer、(二)小農民 Kleinbauer（少なくとも発生の当初にあたっては家敷持ち農民となんらかの血縁関係にあったと思われる）、(三)隸属民 Gesinde からなっており、これらが農民ホーフ、したがって農業経営単位の人的構成要素となっていた。ただここで注意されなければならないのは、この中の小農民はなんらかのかたちで屋敷持ち農民に従属しているが、独立した住居に住み独立した経営を営んでいたこと、いいかえればそこでは小農民の経営は自立していたことである、と増田は推測する²⁸⁾。これに対して三好正喜は、墓の並び方が屋敷持ち農民のそれを中心

に小農民、ゲシンデの墓がまわりを取り囲むように一番外に位置していることから、小農民も屋敷持ち農民の家族とみなされると述べている²⁹⁾。この場合、「家族」として考えられているのは、家屋を共同にする集団ではなく、家長権の支配が及びうる範囲として、家屋とは別個の関係の上に成立している集団を意味している。このような家族の捉え方に対しては、従来の家族の定義からすればかなり異論のあるところと思われる。しかし、ウェーバーの「家共産主義」Hauskommunismus³⁰⁾を思い浮かべるならば、単なる同居・別居の事実ではなく、再生産の単位として、したがってまた家父長権の及ぶ範囲として「家族」を規定することが、当面の課題にとって有効かつ必要なことだと考える。

そこで次に家父長権の内容が問題になってくるが、ミッタイスは、ゲルマン人の定住期の家族は、家父の「家権力」munt によって厳格に秩序づけられた「家共同体」familia をなしており、家長の妻と子、および僕婢がこのムントに服すると述べている。彼によればこのムントは、第一に人に対する支配権であるが、同時に保護の義務でもあった。すなわち、「家長は、ムントの効力として、そのムント服従者が受けた侵害に対して贖罪金を要求するが、他方彼らの行為について責任を負担する。支配権の面はとくに家父の裁判権に現われており、この裁判権は〔家族員の〕殺害、家からの追放、譲渡〔妻子の売却等〕にまで至りえた」³¹⁾。したがって家族は、ジッペと同様に厳格な父権制的構造を示していた、と主張する³²⁾。

原初村落期の家族は、このように小農民（血縁から分化したものであるが、家長の世代が交替するにつれて、かつて血縁関係にあったという観念のみによって家族と結合していたであろう）やゲシンデといった非血縁要素を含んでおり、それ故に、家長権は非血縁者を含んでいるという家族の分裂から生じる強力な権力であった。しかしながらわれわれは、ミッタイスが述

25) 増田四郎、『西洋封建社会成立期の研究』、1959、280、437 頁。

26) マルク・ブロック、河野健二・飯沼二郎訳、『フランス農村史の基本性格』、1959、267 頁以下。

27) 増田四郎、「中世初期における西南ドイツの村落形態」、一橋論叢、38 の 4、14~16 頁；同、前掲書、昭和 49 年、189 頁。

28) 上掲論文；前掲書、1959、164、280 頁。

29) 三好正喜、「ドイツ中世初期の村落とホーフー西南ドイツを中心としてー」、会田・清水編、『封建社会と共同体』所収、昭和 36 年、272~273 頁。

30) M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 4 Aufl., SS. 214, 668~669, 世良晃志郎訳、『支配の社会学』 I, 147~148 頁註(1), II, 421~422 頁。

31) ハインリッヒ・ミッタイス、世良晃志郎訳、『ドイツ法制史概説』、改訂版、昭和 46 年、30~31 頁。

32) 上掲書、32 頁。なお、クレッセルは、ゲルマン法における「ジッペ概念」を否定し、それは実際には家父長が支配的上位に立つ「家族」においてしか証明されないとして、ミッタイスなどに代表される古典的ジッペ学説を批判する。しかし、古典学説がジッペの機能を強調しすぎるくらいはあるものの、その存在それ自体については、今日なお一般に承認されている。K. Kroeschell, „Die Sippe in germanischem Recht“, ZRG. GA. 77, 1960, SS.Iff.

べるほどに厳格なヘルシャフト的秩序によって家族が貫かれていたとは考えることができない。なぜならば、ゲルマンの家長権は、古典古代のローマのそれが妻子に対しても奴隸に対すると同様に生殺与奪の権利をもっていたのに比べて、保護の権力とともに保護の義務をともなっており、したがって、家族の各成員は家長権に服しながらも、家長に対してある程度まで相対的に独立した地位を保っていたと思われるからである³³⁾。これは家長のもつ財産権と相続慣行について表われている。すなわち、家産の相続については「諸子均分」の慣行が行なわれ、家長は財産処分権をもつが、この権力は絶対的なものではなくて嫡子の意志のいかんにかかるるものであり、さらに家長の処分しうる財産は父祖伝来の家産にはおよばず、彼が自力で取得した財産に限定されていた³⁴⁾。そしてこのように、家父長制に制限を加える慣行は、家産に対する家族成員の権利を維持しようとするゲルマン民族に伝統的な家共同体的慣行である。しかし、前封建期のゲルマンの家族には、前述のごとく家族成員に非血縁的要素を含むことから生じるローマ的な家父長制的奴隸制的なものも含まれていたのである。だがローマの古代家族の場合と異なり、それは、(一)血縁者の組織が未分化で多元的な家族結合組織を示し、(二)7世紀末にはそれまで屋敷持ち農民の家族成員に編入されていた小農民の独立=単婚家族の形成がみられることからもわかるように、非血縁的要素が経済的基礎としては不十分であった³⁵⁾。したがって、前封建期におけるゲルマン家族は、一方においては、非血縁者を吸收する家父長制的奴隸制の側面をもちながらも、他方では、非血縁者を分出しうる契機をすでに内部にはらむという二つの側面を併存・対立させているところの家父長制的大家族であったと解される。

III. 家父長制的単婚家族の形成

マルク・ブロックは、領主制下における農民の標準

的な経営単位であるフーフェ=マンスの起源を古ゲルマン社会にもとめ、それが家父長制的大家族に対応していたと考える³⁶⁾。また森本芳樹も、カロリング期の古典荘園では、領主が農民保有地の単位としてマンス制度を維持した事実よりして、なお家父長制的大家族が支配的であったと述べている³⁷⁾。しかしながら、フーフェ=マンス制の成立が、前節で示唆しておいた小農民=奴隸的非自由人の上昇と、屋敷持ち農民=独立農民の従属化の進行に対応して、村落共同体の構成単位となるような「自立的小農民経営」を生み出す過程であったことを考えるならば、第一期封建制の段階の家族形態は、なお大家族の外皮をまといながらも、単婚家族=家父長制的小家族の形成への移行過程にあったと思われる。すなわち、かつて包み込まれていた家父長制的大家族から独立して、自己の家族を構成することによって自立化を開始すると思われる奴隸的非自由人のもとでは単婚家族が優越するのに対し、しだいに荘園領主に従属しつつある従来の自由な独立農民は大家族的組織を根強く保持し続けたであろう³⁸⁾。そこで次に、かかる仮設が史料によってどのように裏付けられるかをみていく。

所領明細帳のうち、家族形態の検討を可能にするだけ記述が詳細なのは、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院とサン・レミ修道院の所領明細帳であるが、橡川一朗は両明細帳の刻明な分析より次のように指摘する³⁹⁾。「古典荘園制」の枠内にある農民家族は、大部分が単婚家族であるが、しかし明細帳が記載された9世紀において、すでにフーフェ=マンス分裂の傾向が現われていた。そこで第I表に示したように、そこでは農民層の多様な階層分化が進行しており、これに対応して、家族形態も、一方では家内奴隸をもつ大家族から単婚小家族まで多様な形態が併存していた。すなわち、両修道院明細帳から判明する家族構成をまとめると、第II表のようになる。この表から明らかのように、単婚家族形態が圧倒的優位を占めている⁴⁰⁾。しかし、家

33) 大塚久雄、前掲書、1955、85-86頁。

34) 三好正喜、前掲論文、273-274頁。

35) 上掲論文、274-275頁。

36) マルク・ブロック、前掲訳書、163-169頁。

37) 森本芳樹、「中世初期の社会と経済」、『岩波講座 世界歴史』第8巻所収、1969、137頁。なお森本は、その後この立場を捨てて、カロリング期において、家族は複雑な動きをたどりながらも、単婚家族の確立の方向に沿って変化していくとしたとする。前掲書、1978、272-273頁。

38) 上掲書、272-273頁；同、「西欧封建社会論の再検討－“古典荘園制”を中心に－」、岡田与好編、『近代革命の研究』上巻所収、8頁以下、18頁以下。

39) 橙川一朗、『西欧封建社会の比較史的研究』、1972。

40) 上掲書、134頁以下。

第Ⅰ表 サン・ジエルマン修道院所領における保有農民の家族成員数別・保有面積規様別戸数

保有面積 家族 成員数	46~40 ha	40~30 ha	30~20 ha	20~15 ha	15~10 ha	10~7.7 ha	7.7~5 ha	5~2.6 ha	2.6~1 ha	1ha以下	無保有の 家族	計(戸数)	構成比 (%)
1人	2	1	7	17	37	54	72	32	29	14	265	12.0	
2人	1	6	23	31	51	96	93	35	7	3	346	15.6	
3~5人	3	1	21	38	121	168	284	286	80	28	4	1,034	46.8
6~8人	1	2	16	27	71	85	118	123	34	4	1	482	21.8
9~19人			6	9	16	14	22	13	4			84	3.8
計(戸数)	4	6	50	104	256	355	574	587	185	68	22	2,211	100.0
構成比 (%)	0.2	0.3	2.3	4.7	11.6	16.1	26.0	26.5	8.4	3.1	1.0	100.0	

(豫川一朗,『西欧封建社会の比較的研究』,143頁。)

第Ⅱ表 保有農民家長の家族構成

(豫川一朗,上掲書,108,184頁。)
(1)サン・ジエルマン修道院所領

家族構成	家長数(戸)
母親または傍系親族を含む	46
不明	20
単婚家族	2,616
計	2,682

(2)サン・ルミ修道院所領

家族成員	家長数(戸)	家族成員数(戸)
独身	2	平均 5(戸)弱
妻と子(1~6人)	12	
子のみ(1~4人)	4	
妻と両親	1	
妻子と母親	1	
独身の戸主と独身の弟	2	
妻子と独身の弟	1	
妻子と両親	5	
計	28	

第Ⅲ表 (豫川一朗,上掲書,134~135頁。)

(1)サン・ジエルマン修道院所領における
focusの数と単婚家族の戸数

	第11莊	第13莊	第22莊	第23莊	計
focus	16	182	110	19	327
単婚家族	19	216	120	20	375(戸)

(2)上記四莊園の保有形態

保有件数総計	223(件)
完全フーフェ保有	172
分裂フーフェ保有	51
上記のうちの共同保有	96
完全フーフェ保有	89
分裂フーフェ保有	7
上記のうち地代給付動詞単数形	24
完全フーフェ保有	20
分裂フーフェ保有	4

族数と現実の生活=経営単位を意味する「かまど」focusの数との不一致(第Ⅲ表(1)),また一マンスを複数の家族が共同保有する形態が存在していたという事実より,大家族から単婚家族が分出される過渡的形態として,複合家族形態があったと考えられる。なお,すべての共同保有が複合家族を意味するのではなく,第Ⅲ表の(2)に掲げた保有形態のうち,「かまど」に課せられた地代給付を示す動詞の語尾が複数形("faciunt")の場合は,分割保有=個別経営であったの

に対し、単数形（“facit”）の場合には、複合家族による事実上の共同保有=單一大経営であった⁴¹⁾。また第Ⅰ表に示した保有規模別・家族成員規模別戸数のうち、富農的規模の保有地をもつ階層（左側太線枠の左上方）は、家族労働力のみでは保有地経営に必要な労働力を充たすことができなかつたであろうし、さらに、保有農上層に課せられた通常週三日という賦役をまかなうことも困難であったろう。そこで彼らは、前封建制期におけると同様に家内奴隸=ゲジンデを使用して保有地経営を行なっていたと考えられる⁴²⁾。

以上のように、橡川は、「古典莊園制」期の農民家族の形態を、その階層別に分析し、単婚家族形態が多数を占めているものの、富農層においては奴隸制的・家父長制的家族形態が残存しており、家内奴隸が使用されているが故にその家長権は、古代ローマの家父長制的大家族のそれと同じほどに強大な権力であったと結論する。「古典莊園制」期において奴隸が存在していたことは、直當地の経営が彼らによってなされていた事例などより今日一般に認められているが、しかし、これら奴隸の性格を、古代ローマ社会のそれと同一に捉え、さらに「古典莊園制」期を「奴隸制社会」とする橡川の規定には疑義をはさざるをえない。なぜならば、まず第一に、橡川も指摘するように、奴隸が婚姻を認められず、したがって子孫を残しえない「給養奴隸」であるのならば⁴³⁾、奴隸の恒久的供給は如何にして維持されていたのか。当時、奴隸取引が存在していたのは事実であるが⁴⁴⁾、しかし当時の商業圏を考慮すると、それは奴隸供給の一部を占めるにすぎず、大多数は農民層の内部から——例えば、第一表の下太線右下方の零細農民の隸属化などによって——不斷に分出されてきたものと考えられるべきであり、たとえ奴隸の身分的隸属性が強くとも「範疇としての農奴」⁴⁵⁾であったと規定すべきではなかろうか。第二に、「古典莊園制」

の崩壊、そしてバン領主制の成立により、領主権力に対抗しうる統一的農民身分——内部には複雑な階層分化をはらみつつ——が形成されるが、これは自由農民の没落・隸属化と直當地奴隸の上昇による農民身分の再編成を意味している⁴⁶⁾。さらに、フーフェ=マンスの細分化・開墾の活発化は、奴隸の上昇を促進したであろう。このように、「古典莊園制」から「純粹莊園制」への移行期、さらにその後も続く長期にわたる過程を経て、ともかくも奴隸が上昇をなし遂げたという事実は、「古典莊園制」期の奴隸が、全くの隸属民ではなく、流動的な農民層に位置づけられるいくばくかの自立性をもつ存在であったことを示すものと理解される⁴⁷⁾。したがって、家内奴隸を使用する家父長制的家族の家長権も、橡川が指摘するごとく絶大な権力であったとは思われない。

さてここで、家父長権の権限が問題になるが、部族法典や寄進文書にみられる家父長権の家族財産に対するあり方を手掛りにこれを検討する。久保正幡は、この点について次のように述べる。部族法によるかぎり、フランク時代には、個人的使用物もその他の經營資材もともに家父長はじめ各家庭の単独所有に属しており、遺産として相続される。しかしそれは、純粹な近代的意味での単独所有権ではなく、家父長の財産については家父長が所有権を有するとともに、相続人たる子も物権的に家父長の処分の自由を制限するところの現実の権利=相続期待権 Erbenwartrecht を有していた、と⁴⁸⁾。このように、家父長の財産の上には家父長の所有権と子の相続期待権が競合し、父子間に一種の財産共同関係 Vermögensgemeinschaft が形成されており⁴⁹⁾、そこにおいては、家父長は家産と家族成員全体を統轄する管理権を有していたにすぎず⁵⁰⁾、厳格な意味での家父長制権力とは変質してきていた。ところで、従来家父長は、家族財産について一般にその処分なら

41) 上掲書、136頁以下。

42) 上掲書、234頁以下。

43) 上掲書、274-281頁。

44) 上掲書、196頁。

45) 吉岡昭彦、前掲論文、1960、3頁；下野義朗、「いわゆる古典莊園の構造をめぐる基礎的諸問題—橡川一朗氏の奴隸制構造説の検討を中心に—」、歴史学研究、第426号、1975、31-43頁。

46) 伊藤栄、『ドイツ村落共同体の研究』、昭和34年、53頁以下。

47) 例えは、ザクセンシュピーゲルに、家内奴隸に対する給料の支払いについての規定（II・32・1～3、II・33）のあることからも、彼らが人権を全く無視された物権法に従う存在であったとは思えない。久保・石川・直居訳、『ザクセンシュピーゲル・ラント法』、1977、186-187頁。

48) 久保正幡、「フランク時代の家産共同体と自由分権の発展」、『西洋法制史研究』所収、1952、1-183頁。

49) 三好正喜、前掲論文、281-282頁。

50) L. K. Berkner, "Inheritance, Land Tenure and Peasant Family Structure: a German Regional Comparison", in J. Goody, J. Thirsk, and E. P. Thompson (eds.), *Family and Inheritance: Rural Society in Western Europe 1200-1800*, pp. 71-73.

51) 村落共同体による財産処分に対する規制については、伊藤栄、前掲書、277頁以下を参照されたい。

びに分割の自由が制限されていた⁵¹⁾。だが9世紀ごろから、キリスト教ならびにローマ法の影響により家族財産の処分の自由化、すなわち自由分権 Freiteilsrecht が発展した結果、家族財産内部の分割という意味で、家父長と子の持分の区分が生じ、父子ともに家族財産について自己の持分の処分権をもつようになる⁵²⁾。このことは、家族財産に対する家父長と子の権利に対して次のような意味をもつ。家父長の権利は、一面では従来の子の期待権による拘束を脱して独占的支配権に高まるが、他面では権力の及ぶ範囲が家父長の持分に限定される。他方子の家族財産に対する権利は、それまでの単なる家父長の処分制限から、自己の持分についてはすくなくとも家父長と類似した権利となり、家産共同体における父子の関係が、共同相続人共同体⁵³⁾——先に指摘したフーフェの共同保有にみられるような——と同じように総手的共有関係に近似したことの意味する⁵⁴⁾。

このように、家族財産に対する父子の権利の明確化によって、子は家父長たる父から相対的な自立性を有するようになったと思われる。このことはまた、ザクセンシュピーゲルが、父も息子も相互の犯罪に対して責任を負うことはなく (II・17・1~2)，また息子が欲するならば、自己の家族財産に対する持ち分を父から分けてもらうことができる (II・19・1) としていることからもしられる⁵⁵⁾。

単婚家族の形成は、決して連続的・直線的に進行した過程ではなく、地域差もきわめて大きかった。しかしながら、以上みてきたように、第一期封建制期の家族動向の一般的傾向は、形態の上からも家父長の権限の点からも、家父長制の大族からの単婚家族の分出と家父長権の縮小の過渡的段階にあったことを示しており、次に続く第二期封建制期においてこれが決定的となるのである。

IV. むすび

第一節でも触れたように、12世紀ごろよりの「古典莊園制」の解体——正確にいうならば、北フランスでは11~12世紀、西南ドイツではこれより遅く12~13世紀——によって、領主直営地の減少に伴い、農民の賦役が買い戻され、身分の束縛の弛緩が進展してきたが、ちょうどこの頃、領域支配=裁判領主権が台頭していく。このように、「古典莊園」が解体し、裁判領主が完結的・一円的な領域支配権を強化した第二期封建制期にいたってはじめて、これまでさまざまな身分に属していた農民が、在來の身分的差別を越えた「統一的農民層」を形成し⁵⁶⁾、これが村落共同体の連帯意識を強化し、対領主権力への対抗意識を明確化せしめたのである。しかも前節で示唆しておいたように、かかる中世村落の変貌過程は、小規模保有地の一般的形成⁵⁷⁾、したがって家族自給經營の分裂を伴っており、これにより家父長制の単婚家族形態の確立をみるのである。

また、この段階の村落共同体が、領主の支配権力によって単に上から一方的に掌握されていたのではなく、共同地の共同利用や耕作強制に基づく共同諸関係の維持と領主権力に対抗するところの統一体として機能していたということは、その構成員が、共同体への埋没という形においてではなく、明確な共同目標を志向し、共同規範意識⁵⁸⁾をもって結合していたこと、したがって、構成員=家父長の内に自立的個人としての意識の芽生えていたことを意味する。かかる自立的意識は、家父長だけにとどまるものでなく、家族構成員にも浸透したであろうし、また、法的に親子の権利が明確に分化されたことなどによってもより一層それは促進されたであろう。そしてわれわれは、家父長権の縮小の意義、したがってヨーロッパ封建社会の家父長制的単婚家族の特質を、まさにこの点に求めるのである。

以上考察してきたように、中世ヨーロッパの家族は、

52) 久保正幡、前掲論文。第二期封建制期になると、共同地用益権の売却・譲渡すら行なわれるようになる。伊藤栄、上掲書、70頁以下。

53) 共同相続について、ザクセンシュピーゲルには、「遺産が姉妹や兄弟よりも遠い相続人に帰する場合には、同じ近さで親族に算えられる者は…同等の分を取得する。この者たちを…共同相続人と称する。」(I・17・1), 「二人が一つの相続財産を取得すべき場合には、年長者が分ち、そして年少者が選ぶべきである。」(III・29・2) という規定がみられる。『ザクセンシュピーゲル・ラント法』、1977、55、259頁。

54) 三好正喜、前掲論文、284~285頁。

55) 『ザクセンシュピーゲル・ラント法』、1977、160~161頁。

56) 吉岡昭彦、前掲論文、4~7頁。

57) 当時のフーフェ分裂状況を示す事例の一つとして、12世紀末の西南ドイツ、Fell村の例を挙げると、3/4 フーフェ1戸、1/2 フーフェ5戸、1/4 フーフェ3戸、1/8 フーフェ19戸、無保有4戸であった。伊藤栄、前掲書、80頁。

58) 清水盛光、「フランスにおける村落共同体の自治」、清水・会田編、上掲書所収、440頁。

決して固定的なものではなかった。農民層の封建的分解が進行していたと同様に、家族も大家族形態から単婚家族形態への分化を経験していたのであり、そしてこの分化の過程は、とりもなおさず家父長権の縮小のプロセスであった。たしかに中世を通じて、ヨーロッパの伝統的家族は、家父長制的家族であったが、しかしその家長権は、例えば日本の「家」におけるそれと異なり、何らかの制約を伴う権限にすぎず、家族成員の相対的・自立的な個人格の確立の萌芽が認められる。そしてこの点こそが、次に続く近代社会をヨーロッパが生みだした要因の一つであろう。